

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 30 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容

町家交流館高田小町における使用料徴収事務

2 委 託 先

名 称：株式会社 新潟県ビル管理協同公社 上越営業所  
住所又は事務所の所在地：上越市子安 1208 番地

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで